

## 法人の設立（変更）等の申告書の添付書類について

- 1 設立又は事務所等を設置した場合
  - (1) 定款、寄付行為、規則若しくは規約又はこれに準ずるものの写を1部
  - (2) 登記簿謄本（履歴事項全部証明書）の写を1部
  
- 2 既に提出した申告内容を変更した場合（その内容が確認できる次のうちの関係書類）
  - (1) 定款、寄付行為、規則若しくは規約又はこれに準ずるものの写を1部
  - (2) 登記簿謄本又は抄本（履歴事項全部証明書又は履歴事項の一部証明書）の写を1部
  - (3) 登記を要しない事項の変更等にあつては、変更の理由の事実を証明できる書類（議事録等）の写を1部
  
- 3 グループ通算制度の承認等があった場合
  - (1) 通算法人となった場合
    - ア 「グループ通算制度の承認の申請書（初葉・次葉）」又は「完全支配関係を有することとなった旨を記載した書類」の写を1部
    - イ グループ一覧
  - (2) 通算法人でなくなった場合  
グループ通算制度の「取消し処分のお知らせ」「取りやめ承認のお知らせ」「通算完全支配関係等を有しなくなった旨を記載した書類」等の写を1部
  
- 4 グループ通算制度へ移行しない場合  
「グループ通算制度へ移行しない旨の届出書」の写を1部
  
- 5 解散・廃止等した場合  
登記簿謄本又は抄本（履歴事項全部証明書又は履歴事項の一部証明書）の写を1部
  
- 6 合併した場合
  - (1) 登記簿謄本又は抄本（履歴事項全部証明書又は履歴事項の一部証明書）の写を1部（申請者が被合併法人に限る。）
  - (2) 合併契約書等の写を1部